



2023年5月11日

各 位

会 社 名 品川リフラクトリーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 弘之
(コード番号5351 東証プライム、札証)
問合せ先 IR・広報部長 矢野 孝佳
(TEL. 03-6265-1614)

**譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック制度）の廃止及び
事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）の導入
に関するお知らせ**

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、現行の譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック制度）を廃止し、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関連する議案を、2023年6月29日開催予定の第189回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。なお、上記のとおり、今般導入されるパフォーマンス・シェア・ユニットは、今般廃止されるリストラクテッド・ストックとは異なり、監査等委員である取締役を付与の対象としません。

(2) 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の定時株主総会において、年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。また、金銭報酬とは別枠で、同日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）の額として年額23百万円以内、株式数の上限を年23千株以内とご承認いただいております。本株主総会では、リストラクテッド・ストック制度を廃止し、本制度を導入することに伴い、上記金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

各対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その報酬枠の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の対象期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1事業年度とします。）中の業績数値基準を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値基準の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値基準の達成割合等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点

では、各対象取締役に対して交付する株式数は確定しておりません。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に基準交付株式数を設定し、その一部に、②当社取締役会で決定した業績の数値基準の達成度、及び③役務提供期間比率を乗じて、各対象取締役に割り当てる株式の数を決定いたします。

当社は、対象取締役に對し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

以上の各対象取締役に割り当てる株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

割り当てる株式の数＝基準交付株式数(①)×業績数値基準達成度(②)
×役務提供期間比率(③)

- ① 「基準交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定します。
- ② 「業績数値基準達成度」は、評価期間の各事業年度における当社の取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、当社取締役会において決定します。
- ③ 「役務提供期間比率」は、評価期間中の在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき各評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計40千株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計80百万円以内といたします。なお、パフォーマンス・シェア・ユニットの場合、業績の達成度によって付与される株式の数が増減するため、リストラクテッド・ストックと異なり必要となる金銭報酬債権の額を正確に予測することが困難であります。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上